

田沢湖・角館・西木

# 合併協議会だより

平成16年6月10日発行

Vol.8



## 第12回 田沢湖・角館・西木合併協議会

新自治体の名称と議会議員等の定数及び任期の取扱いについては、次回の臨時合併協議会で決定されることになりました。

第12回合併協議会が、5月31日（月）午後1時30分から、角館広域交流センターを会場に開催されました。

継続協議となっていた新自治体の名称については、第3次名称候補の選定が行われ、4作品に絞り込まれました。また、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、田沢湖町議会選出委員より再度意見の調整の時間が必要との発言があり、継続協議となりました。

次回、第5回臨時合併協議会で、決定をするということで、確認されました。

第12回  
合併協議会の報告・協議  
・提案事項について

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第五号（継続協議）

「新自治体の名称について」

（協議結果）

第四回臨時合併協議会において、選定された十作品の第二次名称候補について、今回は、出席委員二十七名（欠席一名）が一人一作品を選び、無記名による投票が行われました。開票の結果、第二次名称候補として、



「みちのく市 十票」

「角館市 八票」

「田沢湖市 七票」

「北の都市 二票」

の上位四作品（残りの六作品の得票数が零票だったため）に絞り込まれ、第三次名称候補となりました。

その後最終選定についての、協議が行われました。

委員からは、「二月の臨時協議会で、名称を募集することを確認したときに、五月中には決定するとなっていたと思うので、今日決定する努力をすべきではないか。」「新しい市になるからには、現在の名称二つははずして残りの二つの中から選ぶべきではないか。」「この四つの名

称候補について、いろいろな角度からの検討が必要なので、今回決定するのはどうか」などの意見が出されました。

協議の結果、六月十六日に臨時合併協議会を開催し、名称を決定することで確認され、継続協議となりました。

協議案第十号（継続協議）

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」

（協議結果）

第十一回合併協議会で、在任特例を適用するという意見の一致を見て、在任期間や定数については、再度各町村議会で調整を図ることになっていました。はじめに各議会から協議の結果報告を受けましたが、三



町村議会とも歩み寄りが見られず、休憩をとり、議会選出委員九名での調整が図られましたが、合意に至りませんでした。

その中で、田沢湖町議会選出委員より、再度意見調整の時間が欲しい旨の発言が出されました。

協議の結果、この案件についても、臨時合併協議会で決定をすることを確認され、継続協議となりました。

協議案第十一号（継続協議）

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」

（協議結果）

協議案第十号と同様、次回の協議会で一緒に協議すべきであるとの意見があり、この案件についても継続協議となりました。



第4回  
臨時合併協議会の  
協議事項について

五月二十日、午後一時三十分から第四回臨時合併協議会が、西木村総合開発センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている協議案第五号「新自治体の名称について」、協議会委員の投票による第二次名称候補の選定が行われました。

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第五号（継続協議）……

「新自治体の名称について」

名称候補選定委員会で選定された第一次名称候補二十作品を、協議会



の会長、副会長を含む出席委員二十人（欠席一人）が一人三作品以内を選び、無記名投票を行いました。開票の結果、次の上位十作品が第二次名称候補となりました。選定された第二次名称候補（五十音順）

- 角館市 八票
- 北浦おばこ市 三票
- 北浦こまち市 六票
- 北の都市 七票
- 北の都市 八票
- 仙北市 三票
- 田沢湖角館市 十四票
- たざわこ市 四票
- 田沢湖市 七票
- みちのく市 八票

今回選定された第二次名称候補十作品を、五月三十一日の第十二回合

併協議会で、今度は出席委員が一人一作品を選び投票し、上位五作品を第三次名称候補とします。最終選定は、その第三次選名称候補の中から協議（または投票）により新市の名称を決定する予定となっています。



住民の皆さまからのご意見・ご提案をお待ちしております

新市の将来像について、住民の皆様の参考にしていただくための、新市将来構想（素案）概要版を発行し、各家庭に配付させていただきます。この素案に対しての、皆さま

からのご意見・ご提案等については、概要版に折り込んでいま

す簡易封筒にご記入の上、協議会事務局まで、どしどしお寄せください。皆様からいただいたご意見・ご提案等を参考にさせていただきます。これから作成される「新市建設計画（まちづくり計画）」に反映させたいと考えています。なお、締め切りは六月三十日消印有効となっておりますので、よろしくご協力の程をお願いいたします。

合併協定項目について

合併協議会では、新自治体の名称などの「基本的事項」と住民の皆さんの生活に密接に関わっている住民サービス関係の「各種事務事業の取扱い」について協議を行っています。第八回から第十一回までの協議会で二十二の項目について、協議が終了し確認されています。（第七回まで確認済の協定項目については、十五年十二月十日発行の合併協議会だよりvol. 四をご覧ください。）

今後現行協議中のものも含め、次ページの項目について、協議を進めて行く予定となっています。

（次ページへつづく）

## 合併協定項目（第8回から第11回協議会まで確認済）

項目名	確認会議	主な確認内容
補助金・交付金等の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	同一・同種のものは、統一化に向け調整する。
消防防災関係事業の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	消防団の組織については、現行どおりとするが、全体組織編成については、合併までに検討する。
障害者福祉事業の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	現行どおり新市に引き継ぐ。
児童福祉事業の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	現行どおり新市に引き継ぐ。
生活保護事業の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	新市において福祉事務所を設置し、事業を実施する。
市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	現行のとおりとする。
学校教育事業の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	現行どおり新市に引き継ぐ。
文化振興事業の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	現行どおり新市に引き継ぐ。
コミュニティ活動の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	新市において存続する。
社会教育事業の取扱いについて	第9回 (H16. 1.23)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
地方税の取扱いについて(その2)	第10回 (H16. 2.27)	国保税の税率は、大幅な変動が生じない様調整に努め、新市で決定する。
使用料・手数料等の取扱いについて	第10回 (H16. 2.27)	差異のないものは、現行のとおりとする。
行政区の取扱いについて	第10回 (H16. 2.27)	当面現行のとおりとする。
納税関係事業の取扱いについて	第10回 (H16. 2.27)	現行どおり新市に引き継ぐ。
商工・観光関係事業の取扱いについて	第10回 (H16. 2.27)	各町村の例により調整する。
勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	第10回 (H16. 2.27)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
建設関係事業の取扱いについて	第10回 (H16. 2.27)	都市計画関係事業等については、新市において、新たに計画を策定する。
ごみ収集運業務事業の取扱いについて	第3回臨時 (H16. 4.13)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
環境対策事業の取扱いについて	第3回臨時 (H16. 4.13)	環境美化事業等については、合併後に再編する。
上・下水道事業の取扱いについて	第3回臨時 (H16. 4.13)	使用料については、当面現行どおりとする。
地域交通対策事業の取扱いについて	第3回臨時 (H16. 4.13)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
電算システム事業の取扱いについて	第11回 (H16. 4.30)	合併時までにシステムを統合する。

### 【今後協議を行う予定の協定項目】

新自治体の事務所の位置について 事務組織及び機構の取扱い 一部事務組合等の取扱い  
 町名・字名の取扱い 国民健康保険事業の取扱い 保健衛生事業の取扱い 保育事業の取扱い  
 その他の福祉事業の取扱い 健康づくり事業の取扱い 農林水産関係事業の取扱い  
 社会福祉協議会の取扱い その他の事業の取扱い 新市建設計画

協議会だより第八号を発行しました。継続協議となつて  
 いる三件の協議案については、第五回臨時合併協議会で決定されることになりました。  
 合併協議会では、皆さまからのご意見等もお待ちしております。どうぞお寄せください。

事務局より



### 第5回 臨時合併協議会

6月16日(水)  
午後1時30分から  
田沢湖町 総合開発センター

### 第13回 合併協議会(予定)

6月25日(金)  
午後1時30分から  
西木村 総合開発センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会  
 〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47  
 TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934  
 HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>  
 Eメール [gappei@hana.or.jp](mailto:gappei@hana.or.jp)